明治期国語科検定教科書における「韻文教材」の位相

山本康治

はじめに

明治三三年の「改正小学校令」において成立した「国語科」では、同「施行規則」改正を受け、出版各社から新たな検定教科書が編纂、上梓されていった。これらの教科書には、同「施行規則」により、「趣味あること」による人格陶冶が教育目標に定められていたため、文学教材が収められるようになった。既に別稿で示したように、ここにはヘルバルト派教育学が色濃く反映しており、同教育学の目指した、「美感の形成による人格の陶冶」というベクトルは、検定教科書の多くに影響を及ぼしたのであった(1)。

検定教科書としては、集英堂版『尋常高等単級用国語読本』（小山左文二・加納友市編、三四年一〇月）、右文館版『実験国語読本』（三四年一一月）、富山房『国語読本尋常小学校用』（坪内雄蔵編、三三年九月）、他、普及舎版『新編国語読本』（小山左文二・武島又次郎編、三四年八月）、更には金港堂、文学社、学海指針社、育成社等からの出版が認められるが(2)、その中でも、三四年八月に出された、普及舎版『新編国語読本』を中心に、その成立背景、特徴、そして教育実践の場での使用状況について見ていくことで、文学教材、特に韻文教材（新体詩）がどのように扱われていったのかについて検証を進めていきたい。また、「国語科」成立以前においても、教科書所収韻文教材については、ヘルバルト派教育学を踏まえた教授法が師範学校において伝達されていたことから、同教育の与えた広範な影響についても実証的に検討を進め、明治期国語科成立期における韻文教材の位置付けについて探っていきたい。

一　普及舎版『新編国語読本』の特徴

普及舎版『新編国語読本編纂趣意書』には、「本書編纂の由来」が記されている。

小学校令の改正に原づきて、本舎がさきに編纂したる国語読本は、すでに、多数の府県に採用の栄を蒙りたれども、実地教育家の要求は、日を逐ひて、その條件を増加し来り、世間

の識者、また、新意見を発表せしもの少なからず。本舎、また、別に見るところあり、他の意見、および、要求を参酌して、旧読本に数歩を進めたるものを得んと欲し、今春以来小山左文二・武島又次郎の二氏に託して、本書を完成せり。本書が、他のあらゆる読本に比し、優劣如何は他評に一任せん。

ここに示されるのは、新読本は、従来の『国語読本』に対する「実地教育家の要求」、「識者」の「新意見」及び「本舎」の意見を踏まえて、「小山左文二・武島又次郎の二氏」に編纂を依頼した、という編纂方針である。また他社読本との「優劣」は「他評に一任」という姿勢から、自らの編纂方針についての自負が窺える。本書はどのような点で「優」れていたのであろうか。

普及舎版『新編国語読本』を、同じ普及舎から明治三一年一月に出されていた『尋常読本』（須永和三郎編）と比較すると、韻文教材の掲載が特徴として挙げられる。『新編国語読本編纂趣意書』には、韻文教材について次のように触れられている。「韻文の美を感ぜしむるの必要を思ひ、尋常科用巻二より、毎巻、二章もしくは三章を韻文体として記述したり。」とあり、更に「韻文は、千篇一律の弊をさけて、短歌・長短・今様体・七七体等、種々の形式を用ゐたり。／韻文には、主として、談話語・半談話語・普通文語を用ゐ、また散文に用ゐざる歌詞をも用ゐたり」と、様々な形式、文体を網羅的に取り扱うように配慮がなされている。この点、詩人、武島羽衣（又次郎）が編纂に関わっていたことも大きく関わっているとみてよいだろう。一方、須永和三郎編『尋常読本』では、「本書の材料は、新奇にして最も幼年児女の心情に適合し、十分に其の興味を惹くべき者を撰びたり」（『尋常読本編纂趣意書』）とあるとおり、「うらしまたろう」「したきりすゞめ」等の童話の採録は見られるものの、「韻文」については収められていない。

また、『新編国語読本編纂趣意書』には、配列として、「長篇と短篇と、智的文章と情的文章と、談話体記述と普通文体記述とを、交互錯綜して配置」するとあり、教材のジャンルとして「情的文章」が意識化されている点も特徴として挙げられる。更に、全体の構成に様々な工夫がなされており、「尋常科三年のほとんどの（第十課）までは、全く談話体として記述せり」とあるように、「文章体」に対して、「口語体」を先行させる配慮を見ることができる。また、所収教材の「二三課を直接に関係せしめ、あるひは、四五課を密着せしめたり」とあるように、同一テーマの教材群があたかもストーリーとして連続するように配列がなされている。このような工夫、配慮は、のち（明治三七年～）に使用された、国定教科書（第一期）にも見られない斬新なものであったといってよいだろう。

ちなみに、普及舎版『新編国語読本』編者の一人である小山左文二について触れておくと、当時、福井県師範学校教諭（明治三一年五月着任、「官報」第四四七一号に拠る）であり、三三年には、文学社から『教授法汎論』（五月）、『教授法各論』（七月）を相次いで著している。「例言」（後者では「緒言」）に拠れば、これらは「師範学校及び小学校教員講習会の教科書」「参考書」と

して編述されたもので、両書「相和して、始て教授に関する理論的及び実際的研究を完くする」ものとされている。ちなみに、「例言」・「緒言」の内容からすると、両書ともに同年八月に出された「改正学校令」を視野に収めた内容ではないことに注意しておきたい。

そのことを踏まえた上で、『教授法汎論』について触れておくと、「教育ノ最高目的」は「品性ヲ陶冶スルコトニアリ」（三頁）と定義されており、ヘルバルト派教育学からの直截の影響を見ることができる。

ヘルバルト（Johann Friedrich Herbart）は、一九世紀前半に活躍したドイツの教育学者である。教育の目的を「道徳的品性の陶冶」に置き、高い倫理性を求めるとともに、その実践方法を心理学に求め、「管理」「教授」「訓練」の観点から、教授段階として「明瞭―連合―系統―方法」の四段教授法を提唱した。日本では、ヘルバルト学派のツィラー、ラインなどの実践的教授方法が実践され、特に、ラインの五段教授説（「予備―提示―比較―総括―応用」）の教育現場での実践が多く見られるようになった。また、ヘルバルト派教育学の特徴は、「道徳的品性の陶冶」をするため、教育実践の場に、童話や民族的物語の活用を進めた点にもある。これらは、国語教育へ文学教材が活用される契機となったのである。

『教授法汎論』は、記述全般に同教育学の標榜する「教授ノ段階」等が詳述されており、小山が同教育学を踏まえて同書を成したことが分かる。

また『教授法各論』についても、同様にヘルバルト派教育学に準拠した内容となっている。同書は、書名どおり、「修身科教授法」、「国語科教授法」、「算術科教授法」、「地理科教授法」、「歴史科教授法」、「理科教授法」、「図画教授法」、「唱歌科教授法」、「体育科教授法」各科目を網羅しているが、そのうち、「国語科教授法」と「修身教授法」の章について触れておきたい。

「国語科教授法」では、「改正学校令」施行前の執筆ということで、下位分類として「読書科」「作文科」「習字科」が設けられている。「読書科」では、「教授ノ方法」として、五段教授法が示され、「教材ノ選択」として、「仮名ノ単語・短句」、「談話文」、「普通文」に続けて、四番目に「美文」が挙げられている。そこには、「美文トハ、韻ヲフミ、或ハ調ニ留意シテ表出セラレタル優美高雅ナル歌詞・文章等ニシテ、ヒトリ読書ニ興味ヲ与フルノミナラズ、其思想ヲ高尚ニシ、感情ヲ純美ニスル等、徳性ヲ涵養スルニ必要ナルモノトス。」（三〇頁）とあり、その「実質的内容」として「美的感情ヲ養成スルニ適当ナルモノ」として、「優美高尚ナル詩歌ガ、純美ナル感情ノ養成ニ大切ナルハ言フモ更ナリ。秀麗ナル山水、優美ナル花鳥ノ記事等モ、亦美的感情ヲ養成シ、知ラズ識ラズ児童ノ品性ヲ高潔ナラシムルガ故ニ、コレ等ノ材料ヲモ加ヘンコトヲ要ス。」（三三頁、傍線稿者、以下同じ。）とあり、「優美高尚」なる「詩歌」が、「純美ナル感情」を養成する、品性陶冶を担う教材として位置づけられており、ヘルバルト派教育学のいう、美感による品性の陶冶を踏まえて、国語科韻文教材の必要性が認識されていたことが分かる。

一方、「修身科教授法」の章では、「道徳的感情の涵養」が目指されており、そのための教材の第一として、「昔噺」が置かれている。

昔噺ハ古来人口ニ膾炙セル仮作的寓言ニシテ、ヨク幼童ノ理解ニ適シ、興味ニ応ジ、談笑解頤ノ間ニ、高潔ナル道徳的感情ヲ養ヒ、明瞭ナル倫理的智識ヲ与ヘ、宇宙ノ万物ヲ有情視シテ、円転自在ノ想像ヲ働カシムルモノニシテ、主トシテ尋常初級ノ修身教授ニ適スルモノトス。（四頁）

「興味ニ応ジ」、「想像ヲ働カシムル」といった点に、ヘルバルト派教育学の影響を見ることができよう。具体的には、第一学年には、「近易ニシテ趣味アル昔譚（桃太郎・猿蟹合戦等）及ビ潔白質朴ニシテ無邪気ニ武勇談（素戔嗚尊ノ大蛇退治・牛若丸ノ談等）ニヨリテ、真ヲ知リ美ヲ愛シ善ヲ行フ基本的諸徳ヲ教ヘンコトヲ要ス。」と、「趣味ある」教材の必要性を説く。また、「教授ノ方法」は、ここでも五段教授法が説明されており、「昔噺ヲ授クル場合」については、次のような指摘がなされている。

活発爽快ナル態度ト、平易周到ナル言語トニヨリ、マヽ巧妙ナル形容ヲ交ヘテ、直感的ニ講説シ、且ツ時々問答ヲ挿ミテ、其想像力ヲ鼓舞シ、児童ヲシテ、身ソノ境ニ蒞ミテ其実況ヲ目睹スル思アラシムルト同時ニ、其内容中ニ包含セル道徳的智識ヲ明白ニ理解セシメ、併セテ高尚ナル道徳的感情ヲ修養セシメンコトヲ要ス。但シ、此場合ニハ、其想像ヲ助クルニ便利ナル絵画・写真等ヲ提示スルヲヨシトス。（一四頁）

実際の教授に当たっては、児童の「想像力」を重視していることが分かる。この点も、一方的に教訓を押し付けるといった教授態度とは違った、ヘルバルト派教育学を踏まえた理解の表れとみてよいであろう。

このように小山の考え方を、彼の著作『教授法汎論』、『教授法各論』を通して捉えてきたが、これらの考えを踏まえて、普及舎版『新編国語読本』が編纂されたと見てよいだろう[3]。

小山の『教授法各論』の「修身科教授法」にも示されるように、各出版社から出されていた検定『修身書』（修身科教科書）においても、説話・昔話が収められていた。明治三三年一一月に出された教師用の『新編修身教典　尋常小学校教員用　巻一』（普及舎）を見ると、一年生対象とした「モモタラウ」「ハナサカヂヂ」「カメトウサギ」「シタキリスズメ」などの説話・昔話の概要とその教授法が示されている。このうち「モモタラウ」では、「教授上の注意」として、「本課は、これを詩歌的に話し、つとめて、児童の想像に訴ふるときは、非常に興味を起して傾聴すべきゆえに、大いに、道徳上に益することを得べし。」（二五頁）と、児童の「想像」をかきたてる「詩歌的」話法が求められている。同書巻二以降は、「さるとかに」といった説話は入るものの、「じんむてんのー」「にのみやせんせい」「小川たいざん」「もりらんまる」「しおばらたすけ」「楠木正成」「フランクリン」「ワシントン」と歴史的人物を取り上げた「例話」が続いており、人物本位での教育が想定されていたことが分かる。

このように国語科と修身科両科において、文学教材による「品性の陶冶」が目されていたのである。国語科に於ける韻文教材

は、その多くが七五調を取り、そのリズムに、抒情、叙事、教訓、地理的知識、歴史、国家意識が載せられていったとみることができるが、そのうち抒情的内容のものについて見ていきたい。これは、基本的にはヘルバルト派教育学を踏まえて、「想像」との関係性で捉えられる。まだ見ぬものに対するあこがれ、詩篇が描いた描写を元にした想像、そういった意味で、修身科が求める教訓性や忠君愛国への誘いとは別位相のものであり、子どもに自由をもたらすものとして、教師に意識されていく一角がこの時期、細やかながら形成されていったとみてよいであろう。検定教科書期の修身科における「想像」の取扱いについては、また、国語科との関係については、後に詳説したい。

明治四〇年に出され『普通教育韻文教授法』（福澤青藍〈悦三郎〉、開発社）には、「修身科に於ける韻文教授」の章を見ることができるが、そこでは「修身科教材中に韻文を用ふるは、道徳的感情養成のため」（一九六頁）と記され、国語科とは異なり、「修身科に於て、韻文の文法上の活用、修辞、音韻、調節等を説明するは一切之を禁ずべし」とし、その理由として「内容感想を殺ぐこと多大なればなり」と挙げられている。

一方、普及舎版『新編国語読本』には、武島又次郎（羽衣）の文学観はどのように反映していたのだろうか。三三年六月に出された、羽衣の『霓裳歌話』（博文館）には、「詩歌」の「目的」を、「言語の媒介により芸美を表現し、以て人間の美的快楽を高むるを以て目的」（六頁）とするとあり、また、「歌に最も必要なるは想像といふこと也。想像とは既得の材料を以て新規なる事物を構成する心的作用」であり、「見聞の事実より未見分の事実を作り出す」（一三〇頁）こととされている。この点から見ると、武島についても、ヘルバルト派教育学の方向性と基本的には一致していることが分かる。(4)

二　普及舎版『新編国語読本』の韻文教材

以上を踏まえ、実際に、普及舎版『新編国語読本』から児童の「想像」につながる韻文教材がどの程度見られるかを検討してみたい。同読本に収められて「韻文」は、次のとおりである。

尋常小学巻一　韻文未収録
同　巻二　「かり」「しょーがつぢぢ」「うさぎとかめ」
同　巻三　「はるかぜ」「きんぎょ」「おやごころ」（七七調）
同　巻四　「天ちょーせつのうた」（七五調）「三月三日」（七五調）
同　巻五　「春の野あそびのうた」（七五調）「川のうた」（七五調）「日本男子」（七七調　四連）
同　巻六　「里の小川の水車」（七五調）「神武天皇の御東征」（七五調）
同　巻七　「オモナル国産」（七五調）「金剛石の御うた」「朝日のうた」（「歌曲並ニ遊戯法」では、「朝日のみはた」）（七五調）
同　巻八　「海の底」（七五調）、「汽船の旅」（七五調）、「しょーぎの盤」（七五調　忠君）

高等小学巻一　「運動会」（七七調）、「塵もつもれば山となる」（七五調、四連）、「狐と鳥」（七五調、イソップ）

同　巻二　「わが母」（七五調、八連、脚韻）「松のみさを」（七五調）「美しき天然」（七五調）

同　巻三　「日本刀の歌」（七五調）、「忠犬」（「歌曲並ニ遊戯法」では、「忠犬のうた」）（七五調、忠義）、「勧学の歌」（七五調）

同　巻四　「海の歌」（七五調）、「櫻井の里」（七五調）

同　巻五　「御風の歌」（七五調）、「豊太閤」（七七調）

同　巻六　「木の葉と蝶々」（七五調）、「川中島の戦」（七五調）

同　巻七　「やまと島根」（羽衣作か、七五調）、「蜜柑舩」（七五調、立身出世）

同　巻八　「ゐなかの夕暮」（七五調、家庭）、「朋友の交り」（七五調、友情信義）

※（　）内は、語数律、対応する修身科の「徳目」等を記した。

先にも触れたように『新編国語読本編纂趣意書』には、「韻文」は、「短歌・長短・今様体・七七体」、「談話語・半談話語・普通文語」と様々な形態がとられていることが記されているが、実際にそのような多様の形態の韻文が載せられていることが分かる。また、収められた韻文教材の多くは、修身科との接続を意識したもので、七五調のリズムをベースに教訓的内容を習得させることを目的としていることが窺われる。

検定期における韻文教育のあり方について、弥吉菅一は、「第一は、低学年では国語のわらべ唄的なものがあり、高学年になるにしたがって、文語文の韻文が所載されている。それは、七五調か七七調かであることが普通である。これを詩の素材の面からみると、国家主義で忠君愛国の情動を湧きたたせるべく志向したものが多い」[5]と指摘している。語数律のリズムに載せて、忠君愛国の情を刷り込むことについては、学校教育に於ける軍歌に既にその傾向を見ることできる[6]。

このうち、普及舎版『新編国語読本』高等小学巻六第四課に収められた詩篇「木の葉と蝶々」を見ていきたい。

木の葉と蝶々

かすめる朝日さしそひて、
　のどけき春の山のかげ、
しげれる木の葉の下蔭に、
　一羽の蝶ぞ舞ひあそぶ。」
時に木の葉のおもふよー、
　枝のくさりにつなかれて、
うごけぬわれにひきかへて、
　うらやましきはかの蝶よ。」

われかの蝶に身を代へて、
　こころのままにとび得なば、
そこの花かけここの草、
　いかにたのしくあるへきを。」
蝶もおなしくひとりごと、
　うらめしさうにつぶやきぬ、
ああしたよりゆふべまで、
　やまず飛ふ身のせわしさよ。」
われかの木の葉に身を代へて、
　しづまりやすむことを得ば、
ひととせながらおちつきて、
　いかにたのしくあるへきを。」
霞の奥におはします、
　春の御神はこれを聞き、
さらばのぞみをかなへんと、
　あやつりたまふ年の糸。」
たのしき春もいつか去り、
　うれしき夏もいつか暮れ、
霜おき野風ふきすさふ、
　秋のころともなりにけり。」
見よかの飛びし蝶々は、
　たのしき春のすがたなく、
羽うち足も折れくぢけ、
　岩の根もとにしづまりぬ。」
梢にありし木々の葉は、
　さかえし春の色もなく、
枝のくさりをうしなひて、
　あはれや空にちりまがふ。」

四句一連、九連構成の詩篇である。全体として七五調の定型詩で、易しい雅語で構成されている。作者についての確定はできないが、自然の描き方から、武島羽衣ではないかと推測される。内容は、「一羽の蝶」と「木の葉」が互いの立場をうらやましがっていたが、それを聞いた「春の御神」がその立場を入れ替えた。しかし、そのため秋になると、どちらも滅びてしまうという内容である。児童に解りやすく、相手のことをうらやましがるなという「教訓」をもたらすものである。実際にどのように授業で活用されたのかの記録は見当たらないが、第二連冒頭の「時に木の葉のおもふよー」の表記からすると、黙読ではなく、音読または歌唱による教授が行われていたとみてよいだろう。

実際、この詩編には曲が付されていたようで、明治三五年の『国語読本唱歌　高等巻』（三帝国書籍株式会社編輯所（編）に教材として掲載されていることが明らかとなっている。[7] また、普及社版『新編国語読本』所収韻文に曲を付した、菅沼松彦、永井幸次編『新編国語読本歌曲並ニ遊戯法』[8]にも、この詩篇「木の葉と蝶々」に、「ニ調二拍子」の「曲」が付されて掲載されている。同書は、「緒言」に「徳性ノ涵養及勇壮ノ気風ヲ培」うため、「近時唱ヘラル、所ノ統合主義ノ教授ニ便ナラシメン」ために成した

ものだとあり、国語科と唱歌科と連携が想定されており、この点についても、ヘルバルト派教育学の影響を窺うことができる。

このように児童の興味を引くとともに、唱歌科や修身科との連絡を図り、修身的教訓を身に付けさせるといった点で、『新編国語読本』には、ヘルバルト派教育学の実践に向けて、韻文教材が採録されたと考えてよいだろう。この「緒言」に「小学校令の改正に原づきて、本舎がさきに編纂したる国語読本」（前出）とあるのは、三三年一二月に文部省から「検定済」を得た、普及舎版『国語読本』のことであると考えられる。同書「緒言」には、「本書ハ高等小学校ニ於ケル国語用教科用書ニ充テンガ為明治三十三年八月十八日公布小学校令、及同年同月二十一日制定小学校令施行規則ニ基キ、編輯セシモノナリ」とあり、「改正学校令」とほぼ同時期の出版ではあるが、それに基づいた「編輯」がなされているという。続けて、「書中、録スル所ハ、普通道徳・国民道徳・地理・歴史・理科、及、生活ニ必須ナル事項トス」とあり、「有益ノ資料」が教材となっているとする。実際、同書がどの程度韻文教材を収めているのかを見ると、次のとおりである。(9)

『国語読本』高等小学校用
巻一第　三課「春雨の歌」（七五調）「倉田安昌」とある。
巻二第　四課「敵は幾万」（七五調　軍歌）、奥付三三年九月
巻三第十九課「海水浴の歌」（七七調）
巻四第　三課「桜井の里」（七五調、落合直文）
巻五第　二課「天津日嗣」（七五調）
巻六第十四課「皇御国」（七五調）
巻七第十九課「勧学の歌」（五七調）、第二十五課「五常の歌」（七五調）
巻八第　五課「名所の歌」（五七五七七）

基本的には、各巻一篇の採録であり、この点から見ても、武島らが編纂した『新編国語読本』は、その韻文重視の方向性が際立っている。

三　明治三三年「改正学校令」以前の韻文教育について

以下、「改正小学校令」成立前の、文学教育、韻文教育とヘルバルト派教育学からの影響を捉えていきたい。府川源一郎は『明治初等国語教科書と子ども読み物に関する研究』（ひつじ書房、二〇一四（平成二六）年）のなかで、「検定中期から検定後期にかけての各社の読本の内容には大きな変化はなかった」（八〇三頁）と指摘している。それは「改正学校令」前の「読書科」の教科書基準を、「国語科」においても変更しなかったことが影響している。

そのような状況の中で、明治二九年一月に出された、新潟県尋常師範学校編『小学校各学科教授案』（国立国会図書館蔵）には、興味深い新体詩教授例が示されている。本書は、その緒言に拠れば、「新潟県尋常師範学校ニ於テ各学科教授法ヲ師範生徒ニ教授シ或ハ附属小学校模範教授ニ関シ之ヲ改良規定セシガ為メ」、その「教授按例」を「本会雑誌」に掲載しようと企図されたものであるが、「今ヤ教育学説ノ変遷ト共ニ新教授法ノ考究ヲ要スベキ

ノ必要ニ迫リタレバ」、「会員ノミナラズ広ク教育ニ従事セラル、モノニ頒タン」としたものである。版権は、新潟県教育会、新潟県師範学校同窓会に帰するとしている。

構成は、修身科、読書科、算術科、珠算科、地理科、歴史科、理科と分かたれ、読書科では、「仮名」（尋常一学年）、「韻文」（尋常一学年、高等三学年）、「修身」（尋常第二学年）、「地理」（高等二学年）、「歴史」（尋常三学年）、「理科」（尋常三学年）、「物理」（高等三学年）と八つの授業例が紹介されている。

末尾には、「教授方式相互ノ関係表」が掲げられている。読書科に関する部分だけ記せば、次のとおりである。

「教授方式相互ノ関係表」

学科	教授ノ主観的形式			教授ノ方法	教授ノ客観的形式
読書	帰納期	自覚期（観察期）提示的形式	準備的形式	分解法	対話形式（課題形式）
				講述法上級ニ於テハ暢発法	対話形式、講演方式、指示形式
		思考期（省察期）	比較的形式	暢発法	対話形式
			統括的形式		講演方式
	演繹期	応用的形式		総合法	課題形式

ここに示される、「準備的形式」「提示的形式」「比較的形式」「統括的形式」「応用的形式」は、ヘルバルト派教育学の五段教授の段階（予備、提示、比較、総括、応用）を示している。ただし、「教授ノ方法」、「教授ノ客観的形式」に示された内容については、必ずしも同教育学で示される項目ではないので、新潟尋常師範独自のものか、または他書を踏まえてなされたものであろう。

当時の新潟尋常師範学校教諭であった稲垣末吉は、二九年八月に『教育教授概論』（佐渡教育会）から出版しているが、この「教授方式相互ノ関係表」に示された項目、内容に沿って解説がなされている。

この点で参考になるのは、二六年に出された、ヘルマン・ケイン著、山口小太郎訳注の『教育精義』（普及社）である。同書第四章「教授ノ方法」第三六節には、「分解明晰法、摸写法、及暢発法ノ区別」がある。同書の紹介文では、「ハウスクネスト氏が帝国大学ノ学生等ニ授ケタル教育学、及教授ノ方法ハ殆ンド全ク其源ヲ此書ニ」拠ったとされており、日本でのヘルバルト派教育学受容は、帝国大学でのハウスクネヒトの講義が契機となっていることからすると、ハウスクネヒトから教えを受けた学生が、師範学校に教員として赴任し、ヘルバルト派教育学を展開させていったのではないかと推測される。稲垣は、二六年九月に『普通教育学（麟氏）』（グスターフ・アドルフ・リンドネル著、吐鳳堂）翻訳・出版しているが、その書籍の表紙には、「帝国大学特約生教育学科卒業」と記されており、直接ハウスクネヒトの講義

を聞いた可能性が高い。

四　『小学校各学科教授案』の韻文教授案

『小学校各学科教授案』の「読書科教授按例」から、「韻文」（新体詩）の例を挙げ、どのような授業が展開されていたのかについて、その特徴を捉えていきたい。「教授按例」に上げられたのは、『高等読本巻ノ二』（中原貞七編、高等小学校第一学年）に収められた、「窓の小鳥」である。『高等読本』巻二は、明治二〇年八月に文学社から刊行されたものである。同書は、「文学士・中原貞七」の手になるものであるが、極めて早い時期から韻文教材を載せている。[10]

窓の小鳥

塒も雪に鎖れて　　小鳥は餌をば■（求＋食）りかね
窓に来りてほと〳〵と　　玻璃の障子を打ち敲き
げに寂しげに云へるやう

※［第一章第一節　雪中小鳥の困りし所作］

やよ仁愛の少年よ　　暫く窓を開けたまへ
雪は烈しく吹りしきり　　風も甚た吹きつのり
我は求める食を得ず　　空しく冬に凍えなん
やよ仁愛の少年よ　　枉げて我をば容れよかし
我は必ず謹みて　　荒ふることはせざるべし

※［第一章第二節　小鳥の願］

彼の少年は之れを聞き　　直に窓をば開けゝれば

※［第一章第三節　少年の所為］

小鳥は喜び飛び入りて　　謝するが如く見えにけり

※［第一章第四節　小鳥の感謝］

かくて麹包など求めつゝ　　幾日も冬に宿りしが
太陽窓に輝きて　　天気長閑になりぬれば
小鳥はいとど哀しげに　　舞ひも歌ひもせざりしが

※［第二章第一節　小鳥の所作］

少年見るに忍びかね　　直に窓をば開けしかば

※［第二章第二節　少年の所作］

小鳥はいたく喜びて　　園の方へと飛び去りね

※［第二章第三節　小鳥の所作］

※［　］は、「読書科教授按例」に示された「構成」

七五調の文語定型詩である。出典は確認できなかったが、「玻璃」「麹包」などの語句からは、欧米の詩篇の翻訳だと思われる。詩中に、「小鳥」の、「少年」への呼びかけがあり、また「小鳥」の心情が、「寂しげ」「喜び」「哀しげ」「喜び」と、その場面の状況に応じて時系列で描かれている。また、「少年」はそのような「小鳥」の心情を理解し、その思いに沿い、気持ちの交感が描かれている。

「読書科教授按例」では、まず「目的ノ開示」として、「今日は仁（なさけ）ある少年と窓の小鳥との話を教へませう」（原文は、

カナ表記だが、ここではひらがな表記とした。以下、同じ。）とあり、詩篇の内容からすれば、「仁ある少年」の方に焦点を当てた「目的」が提示される。以下、ヘルバルト派教育学の示す、五段教授法に沿って授業の展開が示される。先に概略を記せば、

第一段　分解法により対話形式を用ふ
第二段　暢発法により講演形式を用ふ
第三段　総合法中の暢発法により対話形式を用ふ
第四段　総合法中の暢発法により講演形式を用ふ
第五段　総合法中の暢発法により課題形式を用ふ

と章立てしてあり、前掲表に従っての小見出しが出されている。「教授ノ方法」（前掲「教授方式相互ノ関係表」）に挙げられ、この章立てにも記されている、「分解法」「暢発法」については、稲垣末吉『教育教授概論』（前出）に拠れば、「教授にして已存の思想界を是正整序するものを称して分解法と云ひ、之を補充拡張するものを称して綜合法といふ」（四九頁）とあり、その目的は「綜合法を施すの素地を形成する」ことにあるとされる。

このような認識の前提になるのはヘルバルト派教育学である。稲垣は、児童の「思想界なる者は生徒が教授以前已に自然の経験交際に由りて、構成せられたるもの」であり、それは「きわめて狭隘粗野」であり、「不完全」なものであるとする。そのため教授に際しては、児童の「思想界」を「分解是正整序」することが必要であり、それが「分解法」、「綜合法」であるとする。

「暢発法」については、「綜合法」の一部とされる。「例へば歴史教授に於て、生徒未知の人物事象を講するは是綜合法にして、又算術教授に於て、生徒未知の法術を授け、或は其他一般に既存の具体的知識を種々に連■せしめて、新概念を得せしむるも亦綜合法なり」として、「前者に於ては生徒未知の新知識を附加し、後者に於ては生徒已知の者を原素として、諸表象の新奇なる関係を附加す」として、前者を「説述法」、後者を「暢発法」と定義している。「暢発法」は、「新関係を附加して思想界を拡張するもの」というわけである。つまり、「説述法」は知識付与、「暢発法」は、新しい思考認識の付与と考えていいだろう。

以上を踏まえて、まずは第一段の「分解法」の実際を見ていきたい。授業の実際では、「第一段」では、「分解法により対話形式を用ふ」とあり、短い発問を児童に投げかけていく。「小鳥と云へばどんな鳥を云ひますか」、「夫れ等の小鳥は何処にすみ又其の食物は何処に求めますか」等、詩篇の内容につながる発問が事前に投げかけられる。教材本文には全く触れず、そういった意味では、児童が「教授以前已に自然の経験交際に由りて、構成せられたるもの」（前出、稲垣）をテーマに沿って切り出している。これが「分解法」の実際ということになろう。「対話形式」というのも首肯できる。

第二段は、三つの章に分けられている。「第一　全章の難語難句の解明」では、教師の範読ののち、逐次、語句の「解明」に向かう。「今私が読みました最初の句に「塒も雪に鎖れて」とありませうーこれは雪が降りまして野も山も鳥の塒もとぢふさがりて

との意であります塒のもの文字を注意して御覧なさい意味深き文字ですーしてみれば随分大雪な冬の時と思はれませうかやうの時には小鳥は食を「求食」ることが出来ませうか」と、言ったように、語句に触れつつ、詩篇の内容を伝えるようにしている。

特徴的なのは、①児童が登場人物（「小鳥」、「少年」）と同じ状況になった際にどのように感じるのかを意識させている点。つまり、「小鳥」のように、「吾々が三度の食を得ることが出来ませぬやうな災難に遇うたならばどんなに困りませうか」や、「少年」のように「皆さんが若しかやうの頼みを受けましたならばどうしますか」という問いかけが児童になされている。②各場面での登場人物の心情理解を求めている点。食料が無い場面で「小鳥はどんな思をしましたらう」、また迎え入れられた「小鳥の心は如何でありましたらうか」、更には「少年はどんな心でありましたらうか」との問いかけがなされていく。その後、「第二　前章の範読」、では、「黙読」、「朗読」、児童指名による「範読」が行われ、「第三　内包の解明文法上の説明」に続く。ここでは、詩篇全体を概括しつつ、「構成」（全二章立てで、第一章四節、第二章三節、引用詩篇の下段参照）を内容を踏まえながら確定していく。その折にも、先に触れた②各場面での登場人物の心情理解を改めて行っている。その上で、「構成」の板書を行い、「此の順序に此歌の事柄を話してごらん」と児童三名を指名している。

第三段は、「比較」である。「小鳥」の心情推移を確認したうえで、「かくの如く小鳥を喜ばしめた少年は何んな心持がしたと思ひますか――そんなよい心持になるには此少年は何んな事をしたためですか――皆さんはそんなよい心持になつたことが前にありましたか――どんな時にさういふ事がありましたか――みなさんの言ふとおりです彼の鈴木宇右衛門や其娘はどんな事をしましたか知りて居ますか――そやう惜しげもなく物を施しましたか其時どんな心持がしましたでせう」と、焦点は、「少年」の心情理解に向かい、児童の経験、既習事項との「比較」を行うようにしてある。

第四段、「統括」では、「他人を救うた時には他人が喜ぶ計りてなく自分も非常に心持がよいでせう」として、「曽て学んだ諺」である「情けは人のためならず」を挙げ、児童二名に説明をさせる。第五段では、「友人の難儀をするときなどには如何しますか」等、児童に質問を投げかけている。

このように見てくると、詩篇自体は、「少年」の心情よりも「小鳥」の心情の方に重きが置かれているにも関わらず、段階が進むにつれて、「少年」の心情理解とそこへの共感に向けて授業が展開なされるようになっている。そして、さらに既習事項とつなげて、修身的教訓に繋がるということになっている。このようなプロセスを見てくると、韻文教材の登場人物に着目し、感情理解から、児童の共感を引き出すといった方法は、教化という点において一定の有効性があったと考えられる。ただし、この教案から見えてくるのは、児童が、どのようにして登場人物に「共感」していったのか、また、そのための場面をそのように想起していたのかという点である。この点については、三三年の「改正学校令」以降の、韻文教材の取扱いを通して次章で確認していきた

い。

五　「改正学校令」以後の韻文教材への認識について

明治三四年四月に出された、伊藤裕『小学校国語科教授論』（金港堂）では、「韻文」について次のように述べられる。

> 韻文とは、所謂歌や詩の類をいふのであります。之は無論教材として授けなければなりませぬ。前にも申しました如く教育に於ては美といふことを忘れてはなりませぬ。人は一方に於ては生存競争をしたりいたしまして、随分殺風景な活動をなさねばなりませぬが、又他の一方に於ては美を楽しみて己れを忘れ、利欲と離るる所なければなりませぬ。小学校令施行規則第三條にも「読本の文章は……趣味に富むものたるべし」と申してありまするが、此の辺の事をいふものと解譯してよからうと信じます。（一一四頁）

ここでは韻文教材は、「趣味に富む」（「小学校令施行規則」）教材として、「美を楽しみて己れを忘れ、利欲と離るる」役割を担うものとされる。その過程については、「詩の材料は観念である。即ち詩人の観念を以て、之を読む人の心中に観念の連想を起さしめて、快を感ぜしむ」（『小学校国語科教授論』）とあるように、「観念の連想」が「快」に繋がるという。同様な理解は、同年（三四年）一〇月に出された、京都府師範学校教諭長尾松三郎、京都市小学校教諭田村作太郎による『坪内博士の読本を使用する国語教授法』（村上書店）にも見られる。

> 歌は言語の表出として、最も人の感情に深きものなり。感情内に動き、禁じがたくして、始めて言語をかりて外に現はれたるもの、即ち歌なり。勿論、感情には高尚なるも卑賤なるもあれど、其高尚なる感情をうたひたる歌が、如何に人の精神を清くして、美の境に遊ばしめ、徳の中に進ましむるかを見よ。文学に趣味を存する人は、実に無尽の宝蔵不滅の財産を有するものといひて可なり。されば、一般国民に、出来得る限り、文学的趣味を与ふることも、国語教授に於て常に考ふべき事項なり。初歩の国語教授に於て、生徒を韻文美文の作者たらしむることは望むべからずとするも、相当の誦者たらしむることは、当に勉むべき事項にあらずや。

「歌」（韻文美文）は、「其高尚なる感情をうたひたる歌」により、「人の精神を清くして、美の境に遊ばしめ、徳の中に進ましむる」と、「美」を経由して「徳」にまで及んでいる。ちなみに同書では、坪内雄蔵『国語読本』（冨山房）は、「最も多く文学的趣味に着眼」しており、其材料は詩的なるもの」が多いと高く評価し、「虫類の歌」、「鉄の物語」を挙げ、「児童の好奇心、読書の興味を振起せしめんと勉め」、「節々活動的事項を取り、感情的表出を加へ」ていることを指摘する。「過去の事実を作者が物語るよりは、現在に示して児童自身に解釈せしむる趣向等、長所多き」（三一～三二頁）とされている。

また、三四年九月に出された、利根川与作『実験小学校国語科教授法』（右文館）においても、「情操的材料」は「児童の心情を

して、快活純正ならしめ、読書の趣味と利益とを感知せしめんがために、加ふる材料にはして、高尚優美なる文章、詩歌、及童話、俚諺等は、何れも高尚なる心情を養ひ、善良なる感情を涵起して、遂に純潔なる品性を有せしむるに至る」（三八頁）と述べられている。

韻文教材に限らず、物語、童話等も含めた「文学教材」は、ここに示されているように、修身的「徳」に繋がる、「品性」の陶冶に向けた美的存在として位置づけられていたのである。

また、韻文教材として、使用される文体の問題、つまり口語か、文語（雅語）語が問題となっていた。前出、伊藤裕『小学校国語科教授論』には、「韻文であるから談話とあまり一致することを要求しても仕方あるまいし、又活語のみでなければならぬと注文することも出来まい」とし、「あまり古めかしいものや、雅言許りで出来たやうなものは適しませぬ。必ず児童発達の程度に応じて、彼等も之を読みて其の意義を了解し得るやうなものでなければ、趣味は起りませぬ」としている。ここでは韻文教材においては、日常の言語とは異なるものの、「古めかしい」ものや「雅語」を不適切とする一方で「談話」「活語」つまり「現在」の話し言葉では「韻文」が成立しない認識が示されている。その上で、「児童発達の程度に応じた」言語に拠らねばならないことが示されているのである。

ちなみに、当時の新体詩に対する議論としては、雅語、韻といった比較的古典的な観点と、言文一致による感情の流露を示す、「無韻」の詩に対する立場とが相克していたとみてよいだろう。そういった点で、雅語、韻律を含んだ「美文」と、読本全体に配慮されていた「口語体」優先の考えとは、相反する方向性であり、そのような矛盾を含んだものとして当読本の韻文教材を位置付けることができる。

次に挙げられるのは、内容の難易度、適切性に関わる問題である。前出伊藤は、「詩人の観念は、あまりに言ひ過ぐる時は、之を読む人には何等の連想をも起ることがありませぬ」ため、「選択者が己れの思想を児童の位置にまで引き下げて選び採らなければなりませぬ。」（一一五～一一六頁）と述べ、長尾、田村『坪内博士の読本を使用する国語教授法』（前出）では、詩篇「果実の歌」「織物の歌」に対して、「其詩的なるは、大人に趣味ある如く児童にも趣味あるべきか」と批判的である。詩篇「鳥獣合戦」については、「理科的本領を軽視して滑稽」であると否定的態度である。論者により、評価に揺れ幅があるのは当然ではあろう。

先にも記したように、韻文教材が教育実践の場でどのように取り扱われたかという点については、語句の詳細な解説ではなく、音読または歌唱が推奨されていた。三四年五月に出された阿部東作「国語教授法草案」（甲斐書店）では、「韻文体ノ文章ハ一字一句精細ニ説明スルノ要ナシ若シ強テ之レカ説明ヲナスコトハ大ニ趣味ワ減殺スルノ虞アリ只大意ヲ説明スルニ止メ他ノ文体ニ比シテ最朗読ニ意ヲ用キテ反復練習セシメ以テ暗称スルニ至ラシメ尚進ミテハ之ニ曲譜ヲ附シテ演奏セシムルヲ可トセン」（一二九頁）とされている。つまり、内容の詳述はせずに、「朗読」の「反復練習」が教授方法とされている。また実際に、韻文教材に曲を付

した教師用書も出されている。普及社版『新編国語読本』所収韻文に曲を付した、『新編国語読本歌曲並ニ遊戯法』（前出）のように、曲をつけて歌うこともなされていたのである。音読のあり方については、「詩歌及び美文は、感情を発表して、抑揚緩急の妙あらしむべし」（杉田勝太郎『小学教授法』（金港堂）、三五年三月）に見られるように、「感情」の表出が意識されていたようである。更には「詩歌は、元来内容を理論的に究明すべきものにあらずして、感奮せる感情を表出するを本性とす。従つて読むものにあらずして、謡ふべきものなり。言語を以て分解的解釈を加ふべきものにあらずして、悟得すべきものなり。詩歌はなほ絵画の如し。絵画は百の談話も一見せしに如かず。詩歌は百の説明より、一の巧妙なる詠唱を優れりとす。詩歌教授は常に此の心得あるべきことなり。」（一六七頁）と、「感情」表出のため、「謡ふ」（歌う）ことがなされていると認識されている。

また、『小学国語読本尋常科教授用書』巻五、六（三四年五月、学海指針社編、集英社）では、「本課教授に当り、先づ、児童を郊外に引率して、春野の景色を実歴せしめ、十分に、観念を作らしめ（略）本課に載せたる韻文は、之を暗誦・譜書せしめて、読方・書方・綴方の助とならしむべし」（八頁）と、実体験を下敷きにした暗誦が推奨されている。これは「空想」ではなく、事実に基づいた「想像」へと枠組みを与えることである。現実をベースに「想像」をする、または眼前にない「現実」を「想像」により再現し、「感動」することが、韻文教育で目指されていたことであり、そのため「現実」に根を持たない「空想」は極端に排除される言説空間が生まれたと指摘することができる。

一方で、現実に流布されている「一般の読み物」の受容に対しては、過剰に注意を払っている。『坪内博士の読本を使用する国語教授法』には次の一文がある。

> 現今下等社会に流行する一般の読み物を見よ。淫猥、卑賤、残酷、邪悪あらゆる社会の罪悪的暗黒方面を伝へて、風教を紊乱しつゝあるは、社会の安寧進歩に甚しき害毒あること何人か之れを疑はん。吾人が熱心に小国民を教授したる結果が、主としてかゝる邪悪醜穢なる小説稗史を読む媒介に供せらるゝことあらば、如何に悲しむべく慨かはしき事にあらずや。」（九四～九五頁）

つまり、教育に用いることのできる「読み物」とは、限られたものということである。このことは、当然、論者によってその境界領域は違ってくる、また時代の推移によっても動いていると考えてよいだろう。

おわりに

明治三〇年代の国語科に於ける文学教材、特に韻文教材がどのように捉えられていったのかについて素描してきた。これら韻文教材の取扱いについては、児童の想像の在り方、口語文語といった文体、音読との関係等、多岐にわたる課題が顕在化していたと言えよう。そのような中、教育目的としては、「人格の陶冶」と

して、修身的教訓の内面化に主軸が置かれていった。しかし、児童の想像を重視する姿勢も既に捉えることはできる。ここにはその後に示される、修身的教訓からの離反の萌芽を見ることができると言ってもいいだろう。

注

（1）ヘルバルト派教育学の、「改正学校令」「同施行規則」への影響については、拙稿「「国語科成立の背景―ヘルバルト派教育学との関係を踏まえて―」（「東海大学短期大学紀要」第四五号、二〇一二（平成二四）年）を参照されたい。

（2）野地潤家他編『国語教育史資料』第二巻（東京法令出版）、一九八一（昭和五六）年、三九～四〇頁。同書にリストが掲載されている。

（3）『新令適用新編教授法』（小山左文二、松邑三松堂、一九〇七（明治四〇）年七月）はすべてヘルバルト派教育学に準拠し他内容となっている。ちなみに、明治三四～三五年に出された、教育指南書は、そのほとんどが、ヘルバルト派教育学の「五段教授法」に準拠したものとなっている。

（4）『尋常高等単級用国語読本編纂趣意書』（小山左文二・加納友一、集英堂、一九〇一（明治三四）年年一〇月）の「韻文」に関する内容は、普及舎版『新編国語読本編纂趣意書』と同じである。なお、普及舎版『新編国語読本』については、小笠原拓『近代日本における「国語科」の成立過程　「国語科」という枠組みの発見とその意義』が、その特徴について触れている。小笠原は、カナ、濁点、談話文体について、更に各版の違いによる改訂の方向性について触れているが、稿者の見解は、版ごとの改訂の根拠は、ヘルバルト派教育学にあり、羽衣の詩歌観（想像重視）がそこに反映したものだと捉えている。

（5）弥吉菅一『日本児童詩教育の歴史的研究』第一巻（渓水社）、一九八九（平成元）年二月、六三〇頁

（6）拙著『明治詩の成立と展開　学校教育との関わりから』（ひつじ書房、二〇一二（平成二四）年

（7）小西潤子「明治期歌資料楽譜目録」（「大阪音楽大学音楽博物館年報」二三）、二〇〇八（平成二〇）年四月

（8）菅沼松彦、永井幸次編『新編国語読本歌曲並ニ遊戯法』、一九〇二（明治三五）年八月

（9）岡谷市立長地小学校（長野県）所蔵本による調査

（10）中原貞七は、「成立学舎」を主宰し、故郷岩手の優位な若者を、帝国大学、海軍兵学校等の官立学校に送っている。夏目漱石も一年ほど下宿しており、「この成立学舎と云ふのは、（中略）それは随分不潔な殺風景極まるものであつた。窓には戸がないから、冬の日などは寒い風がヒユウヒユウと吹き曝し、教場へは下駄を履いたまま上がるといふ風で、教師などは大抵大学生が学資を得るために、内職として勤めているのが多かつた。」（夏目漱石「私の経過した学生時代」、「中学世界」、一九〇九（明治四二）年一月）と述べている。

（やまもと・こうじ　東海大学短期大学部教授）

＊　付記　本稿は、二〇一九年度科学研究費補助金・基盤研究（C）（課題番号 17K04661、採択期間二〇一七～二〇一九年度）「明治期の幼稚園教育における「修身」と「美感」の形成に係る実証的研究」の研究成果を反映したものである。